

# もしも症状が悪化したら

## 1 4月改正事項

---

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。最近は暑くもなく寒くもなく、本当に心地よい季節になりました（これを執筆しているのは5月末）。日中は半そでで（紫外線には十分注意がいらしますが）、夜は薄手のジャケット一枚。日差しは随分強いですが、抜けていく風はまだまだヒンヤリしていてとても気持ちがいいです。ただ、これが活字になる頃には梅雨も相まってムシムシジメジメつらい季節を迎えていることでしょう。昔は夏がくると思うとそれだけでワクワクしたのですが、もう今は考えただけでげんがりしてしまうのは歳をとったということでしょうか。

さて、今年の4月には年金の改正がいくつかありました。前回は遺族年金や未支給年金の範囲拡大について説明しました。今回は障害年金に関する改正事項を1つご紹介したいと思います。

## 2 有期認定と永久認定

---

障害年金は一度もらうと一生もらえますか？という質問をよく受けるんですが、これは必ずしも一生とは言えません。大多数の障害については症状が固定しているわけではありませんし、医療は日進月歩ですから、1年～5年に一度年金機構から診断書が送られてきて、現在の症状を報告しなければいけないんですね。これを有期認定とよんでいます。1年ごとに提出を求められる人もいれば、2年に1回の人もありますし、5年に一度の場合もあります。その人の症状・年齢・受給期間の長短等によってバラバラですが、明確な基準はないように思います。また、2年に一度提出していた人が途中で5年に一度に変更になるような場合もしばしば見受けられます。これとは逆に、一度受給すると一生受け続けられるケースもあります。これを永久認定と言います。たとえば、腕や足を切断してしまった場合などがこれに該当します。つまり、現在の医療技術をもってしても一度切断された腕や足が生えてくるという事はあり得ないわけですから、症状が完全に固定したものと取り扱われて、現状報告の診断書は不要と判断されているわけです。

さて、有期認定の人が現状報告の診断書を提出すると、症状が悪化していれば等級があがりますし、軽快していれば等級が落ちる、もしくは障害年金自体が支給停止となります。また、前回とそう大きく変化していない場合は現状の等級が維持されます。私たち社会保険労務士に寄せられる相談で最も多いのが、この現状報告の診断書を提出したことによって思いがけず年金が止まってしまったというパターンなんです。年金が支給停止になるということは本来喜ぶべきことなんです。それはつまり症状が改善しているということなわけですから。しか

し、本人も家族もそうは思っていないくて、むしろ前回よりひどくなっていると感じているのに年金だけが停止されることは納得いきません。そこでよくよく提出された診断書を見てみると、前回提出時の診断書にくらべて軽快していると捉えられる医師の記述があったり、日常生活動作の判定においても前回より出来る項目が増えていたりするんですね。こういったパターンで最も多いのは大きな病院等で主治医が頻繁に変わるケースなんです。これまでよく取れていたコミュニケーションが、主治医が変わったことにより希薄になってしまったために起きるトラブルです。医師も普段の患者をずっと診ているわけではないですから、ある程度の情報はカルテに記載されているとしても、やはりフェイストゥフェイスで現状の症状を自分の言葉で的確に伝えるということが重要です。診断書を記載してもらう場合は医者任せにするのではなく、出来上がった診断書に今の自分の症状が正しく記載されているかどうか確認する必要があります。おかしいと感じたら、気後れすることなく主治医に申し出なければいけません。医者に物申すというのは勇気のいることですが、一度提出して年金機構が決定した事項を取り消すのはさらに骨の折れる作業となるので、疑問点や不可解な記述があれば、提出する前にしっかり主治医に確認しましょう。

### 3 額改定請求

---

さて、この現況確認の診断書を提出した後のことを考えてみましょう。軽快しているにせよ、悪化しているにせよ、現状維持にせよ、何らかの決定があります。そして、その後は前述した通り、人によってバラバラですが、1年～5年後にまた診断書が送られてくるのを待つということになります。では、3年ごとに診断書を提出している人が途中で急激に症状が悪化して、2級から1級への改定が濃厚となった場合はどうなるでしょうか。この場合、自ら申し出ないと級の変更はしてくれないんですね。次に送られてくる診断書を待って、いや1年以上前から悪くなっていたんだと申し出てもさかのぼって級を変更してくれることは絶対にありません。診断書が提出された翌月からしか級を改定してくれませんので、送られてくる診断書を待っていたんではみすみす時期を逃していることになります。こういった時は「額改定請求」というものを行います。年金機構は症状が悪化したことを知らないわけですから、自ら請求するということですね。

そして今回この額を改定できる時期に変更があったんです。今までは診査を受けると少なくとも1年は等級を変更できない、つまり急激に悪化しても前回から最低1年は待たなければいけなかったんです。それが、今改正で明らかに症状が憎悪した場合は1年を待たずに額を改定請求できるようになりました。

ただし、どんな症状でもできるかと言うとそうではなく制限があります。可能なのは視力・視野・耳の聴力・手足の切断・四肢の完全麻痺・心臓移植・脳死状態となった場合・人口呼吸器を装着した場合・人工透析・ストーマの装着等です。ここで、注意しなければいけないのはこの中に精神に関わる疾患が含まれていないことです。たとえば統合失調症等で急激に心身に変調をきたし入院措置が取られたとしても今回の改正の対象外ですから、前回の等級確定からすくなくとも1年は待たなければいけません。

障害年金と言っても、100人いれば100人ともに受給理由や症状、診断書の提出時期、現在の等級、家族構成等バラバラです。現在自分はどんな症状で何級の障害年金を受給しているのか、前回の診査はいつだったのか、現状額を改定請求できる状態なのか、そういったことも含めて該当しそうな場合はお近くの年金事務所で確認することをおすすめします。また、それでも不安な場合は年金の専門家である社会保険労務士を利用するのも一考ではないでしょうか。

自分の現状を正しく理解して、利用できる制度や改正事項はどんどん取り入れる。そして、そうやって知りえた情報はみんなで共有する。そんな貪欲な姿勢がいま求められています。すべての人に適正な障害年金がいきわたるように。それが今の私の願いであり目標です。ではまたお会いしましょう。